

様式第1号（第5条関係）

私道給水主管引取り事前調査依頼書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

郵便番号
依頼者 住 所
フリ ガナ
氏 名
電話番号

次の私道給水主管について、堺市上下水道局私道給水主管引取り要綱第5条第1項の規定に基づき、事前調査を依頼します。

私道の場所	堺市 区
添付書類	私道の位置図

(注) 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

私道給水主管引取り申請書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

郵便番号

代表者 住 所

フリ ガナ
氏 名

電話番号

次の私道に設置された私道給水主管の引取りを希望しますので、堺市上下水道局私道給水主管引取り要綱第6条の規定に基づき、申請します。

私道の場所	堺市 区
添付書類	<input type="checkbox"/> 代表者選任届 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 土地使用承諾書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

代 表 者 選 任 届

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

郵便番号
代表者 住 所
フリ ガナ
氏 名
電話番号

このたび私道給水主管の引取りの申請に関し、上記の者を代表者と定め、引取りに係る申請その他私道給水主管の引取りに関することを委任したので届け出ます。

また、引取りを希望する私道給水主管については、無償で寄付することとし、堺市上下水道局私道給水主管引取り要綱及び関係規定並びに引取りの決定に付した条件を遵守します。

整理 番号	利 用 者 等		
	区 分	住 所	フリ ガナ 氏 名
	土地所有者		
	建物所有者		
	使 用 者		
	土地所有者		
	建物所有者		
	使 用 者		
	土地所有者		
	建物所有者		
	使 用 者		
	土地所有者		
	建物所有者		
	使 用 者		

(注) 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

誓 約 書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

代 表 者 住 所

フリ ガナ
氏 名

現在、当該私道及び当該私道給水主管に係る訴訟その他の紛争は一切なく、貴局が当該私道給水主管を引き取った場合は、堺市上下水道局私道給水主管引取り要綱及び関係規定並びに引取りの決定に付した条件を順守するとともに、当該私道給水主管の引取りについて利害関係者から異議の申立てその他紛争が生じたときは、当方において処理し、貴局に対しては一切ご迷惑をおかけしません。

（注） 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

土地 使 用 承 諾 書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

郵便番号
私道所有者 住 所
フリ ガナ
氏 名
電話番号

私が所有する土地の私道敷部分に布設された私道給水主管を貴局が維持管理及び改築更新することについて、下記のとおり承諾します。

記

- 1 土地の所在地
(登記簿の地番)
堺市 区
- 2 使用期間は私道給水主管が存続する期間とし、土地使用料は無償とします。
- 3 貴局が私道給水主管を引き取った後、当該私道給水主管に新たに配水管及び給水管を接続することを承諾します。また、修繕工事、改良工事等を施行するために、当該私道敷を掘削すること及び占有すること、その他これらに関する一切の行為について承諾します。
- 4 引取り後の私道給水主管及びこれに付帯する設備等の所有権は、貴局に属するものとし、当該私道給水主管の維持管理に支障をきたす行為（工作物の設置等）は行いません。
- 5 当該土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対し上記承諾内容の一切を承継するものとします。

(注) 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

私道給水主管引取り可否決定通知書

年 月 日

代表者

様

堺市上下水道事業管理者



年 月 日付けで申請のあった私道給水主管の引取りについて、堺市上下水道局私道給水主管引取り要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

私道の場所	堺市 区
引取りの可否	<input type="checkbox"/> 引き取る <input type="checkbox"/> 引き取らない

備考

- 引取りを行う場合は、次の引取り条件を確認の上、申請者全員、私道所有者その他関係者に周知してください。
 - 引取り後の私道給水主管について、局が維持管理をする上で必要な測量、調査等を行うことを承諾すること。
 - 維持管理及び改築更新に伴い道路掘削が必要となった場合、道路面の復旧については原則として原状復旧とするが、特殊舗装(カラー舗装、ブロック舗装、タイル張り等)の路面については、アスファルト舗装による復旧を了承すること。
 - 引取り後の私道給水主管及びこれに付帯する設備等の所有権は、局に帰属するものとし、使用者及び私道所有者は当該私道給水主管の維持管理に支障をきたす行為(工作物の設置等)を行わないこと。
 - 引取り後の私道給水主管に新たな配水管又は管理者が必要と認める配水設備及び給水管を接続することについて、正当な理由なく拒まないこと。
- 次のいずれかに該当したときは、決定を取り消すことがあります。
 - 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。
 - 引取りの決定に付した条件に違反したとき。
 - 前2号に掲げるもののほか、要綱の規定に違反したとき。

様式第7号（第8条関係）

私道給水主管引取り決定取消通知書

年 月 日

代 表 者

様

堺市上下水道事業管理者



年 月 日付け 第 号で通知をした私道給水主管の引取りの決定
について、下記の理由により決定を取り消したので通知します。

記

1 取消しの理由